

日中ニ其ノ回答ヲ希望シ其後ニ於テ尚現在ノ如キ態度ヲ改メ  
ナル場合ハ館主トシテ適當ナル手段ヲ講スベシト極メテ強硬  
ナル態度ナリ

八 爭議團側

扇橋敏大島松竹敏ト緊密ナル連絡ヲ取リツ、アリシカ十八日  
別記嘆願書ヲ改メ更ニ別記(二)ノ如キ要求書ヲ提出シ更ニ別添  
ノ如キ斗争ニエースヲ発行各組合員ニ配布セリ  
右及申(通)報候也

別記一

嘆願書

一 三館後業員出結ニ對シ興ナキ事  
二 職手洋樂部各四名(有給者)ヲ貸負トスルコト  
三 職手洋樂部各四名(有給者)ヲ貸負トスルコト  
四 各嘆願条項ハ公証トスルコト  
五 嘆願一及ヒ申候  
六 概テ以上ノ回答ハ昭和七年四月十六日午後五時迄ニ大島松竹銀事務所ニ於テ  
相違ナク御回答トシ下度候  
昭和七年四月十五日

吉岡館主宛

三館後業員三十一名陣署

別記二

要求書

- 一 三館後業員出結ニ對シ興ナキ事
- 一 組合員入ヲ認ムルコト
- 一 減俸條項ヲ認ムルコト
- 一 説明者洋樂部各四名(有給者)ヲ貸負トスルコト
- 一 請負制度ノ撤廃
- 一 退取手者ノ制定
- 一 公休日八月二日四人負ハ館主ニ於テ補充スルコト